

●下水道排水設備工事費資金貸付制度

貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・供用開始区域内において、排水設備等の工事を行おうとする建築物（新築・法人を除く）の所有者、または所有者の同意を得た占有者 ・市税、受益者負担金（分担金）を滞納していないこと ・供用開始から3年以内に申請した方（貸付要綱第2条第2項の規定に基づく方）
貸付限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・くみ取り式便所 55万円＋【大便器1個につき25万円】（3個まで） ・水洗便所 45万円
利息/償還期間	<ul style="list-style-type: none"> ・無利子（市が利息分を負担） / ・5年間（元金均等、月賦償還【繰上償還可能】）
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住し、独立の生計を生む方1名
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・この制度は、市が貸付契約を締結している金融機関（ゆうちょ銀行を除く）が貸付を実行するもので、申請の際には、希望する金融機関による審査があります。この審査結果によっては、貸付制度をご利用になれない場合もありますので、ご了承ください。

●下水道排水設備工事費資金貸付に関する書類提出の流れ

※排水設備等工事資金貸付を利用する場合、工事施工開始は、排水設備等工事資金貸付決定通知書（貸付可）が届いてから施工開始するようお願いします。

